

# 税の申告はお早めに

収入などの書類を準備して

税の申告時期になりました。所得税の確定申告と市・県民税の申告は2月16日(月)から3月16日(月)まで。所得や控除の書類をまとめて「申告の手引き」を参考に記入し、早めに提出しましょう。申告は郵送でも受け付けます。

問い合わせは

所得税については前橋税務署 ☎224-4371  
(自動音声案内で「0」を選択してください)  
市・県民税については市民税課 ☎898-6203

## 所得税の確定申告

確定申告が必要な人

昨年中に次のいずれかに該当する人です。

- ① 事業所得がある。
- ② 不動産所得がある。
- ③ 一時・雑所得がある。
- ④ 土地・建物・株式などを売却し、各種の所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える。
- ⑤ 年間の給与収入が2,000万円を超える。
- ⑥ 給与所得者で、給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円を超える。
- ⑦ 給与などの支払いを2カ所以上から受けている。
- ⑧ 公的年金等受給者や給与所得者などで所得税を精算する。

## 確定申告相談窓口

期間・会場など表1のとおり。なお、2月5日(木)～3月16日(月)の期間、前橋

表1 所得税など申告

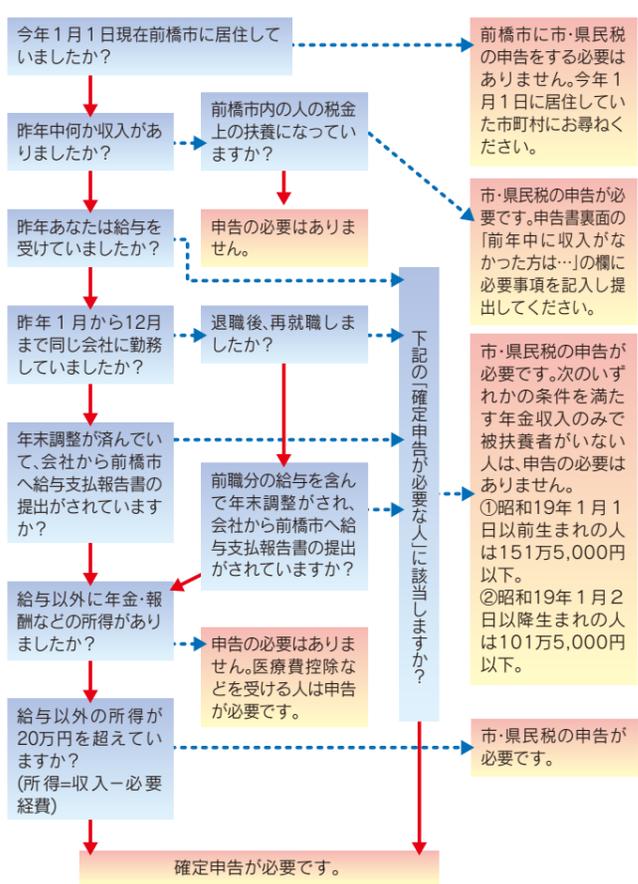
種類	期日	時間	会場
還付・贈与税申告	2月5日(木)～3月16日(月)		
確定・消費税申告	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後4時	前橋プラザ元気21
休日相談日※	2月22日(日)・3月1日(日)		

表2 市・県民税申告

種類	期日	時間	会場
市・県民税申告	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川支所
	2月18日(水)	午前9時30分～11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月19日(木)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
	2月20日(金)		第五コミュニティセンター(文京町三丁目)
休日相談日※(注)	2月22日(日)・3月1日(日)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川支所

(注)大胡・宮城・粕川支所は3月1日(日)のみ。  
※休日相談日以外の土曜・祝日は受け付けていません。

## 税申告フローチャート



税務署では申告相談を行いません。  
■確定申告書の作成

「所得税の確定申告の手引き」などに従って記入してください。また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力すると、確定申告書や収支内訳書などを簡単に作成できます。印刷した物を税務署に提出することができます。印刷のほか、事前手続きを済ませればe-Taxでの電子申告も。アドレスは<http://www.rta.go.jp>。ぜひご利用ください。

## 市・県民税の申告

■市・県民税の申告が必要な人  
1月1日現在、市内に住所があり、

- 昨年中、次のいずれかに該当する人です。
- ① 営業、農業、不動産、配当(上場株を除く)などの所得がある。
  - ② 給与所得者で、給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円以下。
  - ③ 年金・恩給のみを受け、各種控除がある。
  - ④ パートやアルバイトなどの収入がある。
  - ⑤ 病气、失業、学生などで所得がなく、誰の扶養にもなっていない。
  - ⑥ 税金上の扶養者が本市以外で課税されている。
  - ⑦ 遺族年金や障害年金などの非課税所得のみを受給。

## 市・県民税の申告が不要の人

- ① 所得税の確定申告をした。
  - ② 1カ所からの給与所得のみで年末調整され、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている。
- 市・県民税申告相談窓口  
期間・会場など表2のとおり。

## 申告用紙

前年実績に基づき、該当と思われる人には市・県民税申告用紙を2月上旬に郵送。用紙が届かなくても申告が必要な人は、市役所市民税課、各支所・出張所へ請求してください。

## 農業所得は収支計算で

農業所得は、すべて収支計算となり

ました。事前に収入や経費を収支内訳書に記入してください。なお、農地を持っているが、昨年中に農作物の販売収入がなかった人はご連絡ください。

## 住宅ローン控除申告について

住民税からの住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要です。詳しくは本紙1月1日号7ページをご覧ください。

## 市・県民税課税の主な変更点

来年度分から寄附金税制が拡充。今までの対象に加え、新たに市や県が条例で定めた寄附金が控除の対象になり、所得控除方式から税額控除方式に変更となります。詳しくは、本ホームページをご覧ください。

## 証明書が必要な控除

### 障害者控除

確定申告や市・県民税の申告で障害者控除を受けようとする人に、認定書を発行します。

対象＝身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で昨年12月31日現在介護を要する状態にある人

申し込み＝市役所介護高齢福祉課(☎898-6133)、大胡支所(☎283-0114)、宮城支所(☎283-2131)、粕川支所(☎285-4116)へ直接

### 医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象と認められるには、医師が発行した証明書が必要です。ただし、控除を受けるのが2年目以降の要介護認定を受けている人で一定の要件を満たす人は、医師の証明書に代えて市が交付する確認書で控除を受けられます。

問い合わせは 介護高齢福祉課 ☎898-6155

## 納税証明書は前橋税務署へ

所得税や消費税の納税証明書の交付請求は前橋税務署へ。前橋プラザ元気21の確定申告会場では受け付けていません。また、4月中旬ごろまでの期間、平成20年分の納税証明書を請求する人は、確定申告書の写し(税務署の受け付け印のあるもの)と納税した領収証書の原本を持参してください。

問い合わせは 前橋税務署 ☎224-4378

## 今月の休日納税相談は中止

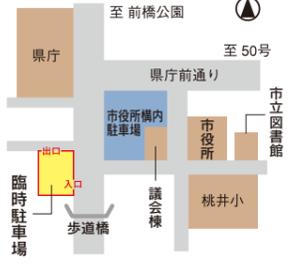
毎月第3日曜に納税相談窓口を実施していますが、今月は前橋市議会議員選挙投票日のため中止します。

問い合わせは 収納課 ☎898-6233

## 申告で混雑の時期 臨時駐車場も利用を

2月中旬から4月中旬まで税申告や住民登録異動手続きなどで、多くの市民の皆さんが市役所に来庁します。市役所構内駐車場は混雑し周辺道路も渋滞するため、できるだけバスやタクシーなどの公共交通機関でお越しください。各支所・出張所の窓口も利用しましょう。

なお、市役所臨時駐車場を下図のとおり開設。ご利用ください。



日時＝2月16日(月)～4月10日(金)(土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後6時

問い合わせは 管財課 ☎898-6653